

## 第 1 節－ 2 特別貸付け

### 1 貸付事由

要件・・・退職後引き続き常勤勤務を要する職に採用され組合員資格を有する再任用組合員が臨時に資金を必要とする場合

### 2 貸付限度額

給料月額 ×  $\frac{3}{10}$  × 残任期月数 (200万円が限度・10万円未満の端数切捨て)  
 (注1) (注2)

(注1) 貸付申込み時点の給料

(注2) 貸付金の交付日の翌月から任期終了までの月数(任期については辞令で確認)

### 3 利率等

	貸付利率	保険料充当金率	合計
年利	2.66%	0.06%	2.72%
月利	0.2216%	0.005%	0.2266%

\*現在特例の貸付利率が適用されています。

### 4 申込書及び添付書類

(1) **貸付申込書** (規程) 様式第 1 号(1)

(2) 申し込み金額確認書類

ア 貸付金額が100万円未満の場合・・・添付書類必要なし

イ 貸付金額が100万円以上の場合

必要額が確認できる次のいずれかの書類

(ア) 契約書の写し

(イ) 請書の写し

(ウ) 請求書の写し

(エ) 領収書の写し

(オ) 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印により取り扱うことができる。

- (3) 借用証書 (貸付規程別紙様式第3号(1))
- (4) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (細則様式第20号)
- (5) 借入状況等申告書 (細則様式第26号)

## 5 定期償還の方法及び償還回数

- (1) 毎月の定期償還(1回当たりの償還額が給料月額<sup>10</sup>分の3以内)のみとし、ボーナス償還は適用しないものとする。
- (2) 償還回数は、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における控除可能な範囲内(残任期月数内)とする。
- (3) 償還猶予は適用しないものとする。

## 6 留意事項

組合員期間が引き続く場合には、採用の翌月から貸付けの申込みが可能です。

なお、組合員期間が引き続かない場合には、採用の6ヶ月後が申込可能な時期となります。

### ☆☆参照条文☆☆

規程4条4号・8条1項の2号・9条1項・10条・16条1～5項、規程附則8項

様式名	<u>貸付申込書</u>	<u>記載例</u>	<u>記入上の注意1</u>
	(規程) 様式第1号(1)		
	<u>借用証書</u>	<u>記載例</u>	
	(規程) 様式第3号(1)		
	<u>貸付事業における個人情報に関する同意書</u>		
	細則様式第20号		
	<u>借入状況等申告書</u>		
	細則様式第26号		